(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センターの施設整備に係る補助金申請について

(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター(以下「総合支援センター」という。)の施設整備に係る令和2年度の国庫補助金について、交付額が増額となる特例措置等を適用せずに申請したため、下記のとおり報告する。

記

1 施設整備に係る国庫補助金の概要

| NOW THE SECTION TO SEC | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|
| 交付金名 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | | | | |
| 対象経費 | 施設整備費のうち、児童相談所一時保護施設と市区町村子ども家庭総合支援拠点に係る経費。令和2、3年度の建築工事経費が対象となる。 | | | | |
| 算定方法 | 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に定める交付基礎点数等に基づ 算定する。 | | | | |
| 特例措置 | 通知名:「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」(厚生労働省子ども家庭局長通知) 内容:児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るため、交付基礎点数による交付額の上限を2倍算定とする。 ※本事案は、当該措置等を適用せずに申請したため発生 「廃止通知:平成28年8月24日付雇児発0824第8号現行通知:令和2年4月20日付子発0420第8号 | | | | |

2 本事案判明以降の経過

| 日 時 | 内 容 |
|------------------------|---|
| 令和3年9月30日 午後2時30分 | 厚生労働省を訪れ、児童相談所設置市への政令指定を要請した際、国への要望として、施設整備費の補助金交付額の更なる増額を依頼した。 |
| 令和3年10月1日 午前11時40分頃 | 前日の厚生労働省訪問に同席していた特別区長会事務局の職員より連絡があり、児童相談所一時保護施設の整備費に係る交付金の算定に関して、特例措置を適用せずに申請していたことが判明した。 |
| 同 日 午後1時30分頃 | 厚生労働省に問い合わせを行い、令和2、3年度の交付金について、特例措置を適用した変更申請を求めたところ、令和2年度の交付額の遡及変更は認められないこと、令和3年度の交付額については、増額変更が可能であることを確認した。 |
| 令和3年10月4日 ~12日 | 厚生労働省に対し、令和3年度交付金増額のための協議資料の事前確認 を依頼。 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に規定されている特殊附 帯工事の詳細を問合せたところ、太陽光ソーラーパネルを設置した場合 に、交付額の加算が可能であることを確認した。 |

| 令和3年10月15日付 | 厚生労働省に対し、交付金の増額協議資料を郵送で提出 | | |
|-------------|--|------------|--|
| 令和3年10月28日 | 特別区長会事務局を通じて、令和2年度分の交付金の遡及申請を厚生労 働省に打診し、別途、協議の場を設けることを再度要請した。 | | |
| 令和3年11月2日 | 厚生労働省より連絡があり、過年度分の交付金の遡及申請について対応ができない方針は変わらない、と回答を受けた。 | | |
| 令和3年12月10日付 | 令和3年度 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 交付額内示(増額後) | |
| 令和3年12月21日付 | II. | 交付申請 | |

3 交付金の交付・算定状況

- 令和2年度分の交付金については、前項のとおり遡及申請が認められなかったため、収入額は84,205千円となり、下表のとおり特例等を適用した算定額に比べ、40,313千円過少となった。
- 令和3年度分の交付金については、前項のとおり特例等を適用した変更申請が認められたため、収入額は264,806千円となり、既交付決定額に比べ、82,676千円増額となった。
- 令和2、3年度の交付金の総額としては、収入額は349,011 千円となり、特例等を適用した 算定額に比べ、40,313 千円過少となった。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 小計 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 交付 (決定) 額 (A) | 84, 205, 000 円 | 182, 130, 000 円 | 266, 335, 000 円 |
| 特例等を適用した算定額 (B) | 124, 518、000 円 | 264, 806, 000 円 | 389, 324, 000 円 |
| 収入 (予定) 額 (C) | 84, 205, 000 円 | 264, 806, 000 円 | 349, 011, 000 円 |
| 差引増減額 | 【未収入額C一B】 | 【増額予定額C―A】 | 【未収入額C一B】 |
| 左引垣峽領 | ▲40, 313, 000 円 | 82, 676, 000 円 | ▲40, 313, 000 円 |

4 交付金申請の経過

| 1 | 平成28年8月24日付 | 玉 | 厚生労働省が、雇児発0824第8号「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」(厚生労働省子ども家庭局長通知)発出 ※本事案発覚後、子ども家庭部内で雇児発0824第8号の捜索を行ったが、受領の有無は不明(子ども政策課、児童相談所開設準備課、子ども家庭支援センター) |
|---|-------------|---|---|
| 2 | 令和2年1月31日 | 国 | 東京都経由で、厚生労働省が令和2年度 次世代育成支援対策施設 整備交付金の事前協議の依頼予告を発出 |
| | | 区 | 特例措置の存在を認識せずに、厚生労働省に交付額の算定方法や 提出資料の記載方法などの不明点を確認しながら、資料の作成を 始める。 |

| | | 国 | 東京都経由で、厚生労働省が令和2年度 次世代育 整備交付金の事前協議の依頼通知を発出。①の雇 | |
|-----|------------|---|--|---------|
| | △和○左○日 4 日 | | 通知の改正案が添付される。 | |
| 3 | 令和2年2月4日 | | 既に厚生労働省と交付額の計算方法等を確認のう | え、提出資料を |
| | | 区 | 作成していたことから、算定した交付金額に不足 | があると認識し |
| | | | ていなかった。 | |
| 4 | 令和2年2月7日 | 区 | 令和2年度 次世代育成支援対策施設整備交付金の事前協議資料 を厚生労働省に提出【決裁後、直接持込】 | |
| (5) | 令和2年4月1日付 | 国 | 令和2年度 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付額内示 | |
| 6 | 令和2年4月20日付 | 国 | 厚生労働省が、子発0420第8号「 児童相談所一時 ける受入体制強化を図るための整備の特例的な取 (厚生労働省子ども家庭局長通知) 発出(③の改 | 扱いについて」 |
| 7 | 令和2年5月18日付 | 区 | 令和2年度 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 交付申請 |
| 8 | 令和2年8月11日付 | 国 | II | 交付決定 |
| 9 | 令和3年3月22日 | 国 | II . | 納 入 |
| 10 | 令和3年4月10日付 | 区 | II | 実績報告 |
| 11) | 令和3年7月21日付 | 国 | IJ | 確定通知 |

5 再発防止策

書類管理、補助金申請等に関する事故再発防止に向けて、以下の取組を組織一丸となって行う。

- 国、東京都、その他関係所管等からの通知文、電子メールなどの収受、保存について、適切に 運用できるよう、組織内のルール化を行う。
- 申請に誤りや漏れがないよう、要綱に基づく適正な申請書類が作成されているかの複数名確認、決裁に関わる管理監督職のチェック強化を徹底する。
- 補助金申請の事前協議において、提出先に書類の確認を可能な限り依頼するとともに、申請漏れや補助制度の認識に誤りが生じないよう、申請後に提出先(国または東京都)に留意点の最終確認を行う。
- 総合支援センター開設を控え、開設準備に関する文書等の分類や重要度の判別を行い、管理担当を明確化のうえ引継ぎ・保管を確実に行う。
- 今回の事故を教訓に、極めて重要な個人情報、重篤な案件を日々取り扱う施設として、書類の取り扱い(保管・管理のミスによる漏洩防止)に関する研修・OJTを定期的に実施する。